

付託事件等審査結果報告

平成27年 3月25日

薩摩川内市議会
川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 森 永 靖 子

I 継続審査の付託事件

1 付託事件

陳情第11号 川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにする事についての陳情

2 付託の時期

平成26年第4回薩摩川内市議会臨時会（10月28日）

3 委員会の開催日

平成26年12月15日、平成27年1月29日、2月18日、3月19日（4日間）

4 審査の経過及び審査結果

本陳情については、平成26年12月15日に、要援護者の避難計画に関して医療機関、社会福祉施設における作成状況等について、当局に説明を求めた。

1月29日、陳情趣旨の説明を求めるとともに、陳情者の参考人招致を行い、陳情の願意を確認するとともに、社会福祉施設等における避難計画の在り方、要援護者の避難計画に対する考え方等について、陳情者から意見を聴いた。

その後、原子力防災・避難施設等調整システムの概要、避難用バスの確保に関するバス会社との協議状況、派遣されている内閣府職員との協議状況について、当局に説明を求めた。

なお、この審査の過程において、避難計画等の進捗状況や今後のスケジュールが分かりづらいため、工程表の資料提出を求める意見があった。

2月18日に、当局から避難計画の作成状況、避難車両（バス）の調整状況などについて工程予定表の提出を受け、審査を行った。

3月19日に、国の避難計画に係る支援状況等に関し、内閣府職員を参考人招致し、内閣府の原子力防災業務、地域防災計画・避難計画の策定と支援体制等について、詳細な説明を求めた。

なお、この審査の過程において、「避難計画が完全でない中で稼働することに対して市民に不安の声があることから、市民とのコミュニケーションはどのように考えているか」との質疑があり、「福島事故を踏まえ、国・県・市では、要援護者の把握、避難車両の確保、要援護者等屋内退避施設の整備など具体的かつ合理的な計画づくりを行ってきたが、以前から住民の声に触れ、少しでも不安を和らげられるような取組を行ってきた」との答弁があった。

また、原子力防災に係る国の支援体制について質疑があり、「国と関係自治体との連携強化を図るため、地域別のワーキングチームを格上げした地域原子力防災協議会を設置することとしているが、計画づくりだけでなく、訓練、改善といったところまで継続的に支援できる体制の整備を目指したい」との答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議したが、「陳情の願意は一人たりとも犠牲者を出したくないということであり、まだ審査が不十分」、「避難計画と再稼働は区別すべき」などの意見があり、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、反対討論として、主に次のような意見が述べられた。

- (1) 要援護者の避難計画を万全なものにするという陳情の趣旨は理解するが、再稼働の前には厳しい。
- (2) 本市議会は、再稼働について結論を出している。また、陳情にあるような在宅全ての要援護者を対象としたアンケート調査を実施することは難しい。

また、賛成討論として、主に次のような意見が述べられた。

- (1) 川内原子力発電所が再稼働すると事故の可能性も高まる。再稼働の前に要援護者に対する避難計画を万全なものにしておくことは、当然のことである。
 - (2) 本陳情を不採択にすることは、弱者の切り捨てにしかならない。要援護者に対し、人間としての尊厳を保障することが、議会、行政の役割である。
- 以上のような討論が行われ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

なお、この採決結果に対しては、「避難計画は、川内原子力発電所の再稼働後も見直されていくべきものであることから、要援護者の避難計画が充実したものとなるよう今後も本委員会において調査を行う」との意見を付することとした。

II 今定例会の付託事件

1 委員会の開催日

3月19日

2 付託事件及び審査結果

- (1) 陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書及び陳情第3号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情

これらの2件の陳情は、同趣旨の陳情であることから、一括して審査を行った。

まず、陳情者の参考人招致の取扱いについて協議したが、「再稼働に関しては結論が出ており、参考人招致は必要ない」などの意見があり、起立

採決の結果、参考人招致をすることは否決された。

その後、陳情の取扱いについて協議したが、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入り、「再稼働に不安な住民がいる中において、九州電力に説明を求めることは当然のことである」、「事業者責任として、一度は公開の場で説明を行うべきである」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

(2) 陳情第4号 川内原子力発電所再稼働に関する陳情書

本陳情については、まず陳情者の参考人招致の取扱いについて協議を行い、「補償の在り方について陳情者の意見を聴く必要がある」、「再稼働については議論が尽くされているため、参考人招致は必要ない」などの意見があり、起立採決の結果、参考人招致をすることは否決された。

その後、陳情の取扱いについて協議を行い、「福島原発事故の補償を受けた住民が豊かな生活を送れているかの実態について、審査する必要がある」との意見があったが、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「原発事故の際にどのような補償があるのかを市民に対して示すべきである」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。